

# 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)

平成 18 年 6 月 6 日  
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
範 囲	2
関連当事者の範囲	3
主要株主の定義	3
役員 の定義	4
開示対象となる関連当事者との取引の範囲	5
開示対象外の取引	5
関連当事者との取引の開示対象期間	6
関連当事者との取引に関する開示	7
関連当事者の概要	7
貸倒懸念債権及び破産更生債権等	8
資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ	9
関連当事者の存在に関する開示	10
関連当事者の存在	10
重要性の判断規準	12
関連当事者との取引の開示における重要性の判断規準について	12
関連当事者の重要性の判断に係るグループ	13
関連当事者が法人の場合	15
関連当事者が個人の場合	16
資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ	17
外注先等への有償支給取引の取扱い	18
重要な関連会社	19
開示の継続性	20
適用時期	21

<b>結論の背景</b> . . . . .	22
<b>関連当事者の範囲</b> . . . . .	22
退任した役員 <span>の</span> 取扱い . . . . .	22
<b>開示すべき範囲</b> . . . . .	23
開示対象外 <span>の</span> 取引 . . . . .	23
<b>関連当事者との取引に関する開示</b> . . . . .	24
開示項目 <span>の</span> 簡素化 . . . . .	24
<b>関連当事者の存在に関する開示</b> . . . . .	26
関連当事者 <span>の</span> 存在 . . . . .	26
<b>重要性の判断規準</b> . . . . .	27
重要性 <span>の</span> 判断規準 <span>の</span> 必要性 . . . . .	27
関連当事者が法人 <span>の場合</span> . . . . .	28
関連当事者が個人 <span>の場合</span> . . . . .	30
重要な関連会社 . . . . .	33

## 記載例

1. 関連当事者との取引
2. 親会社及び重要な関連会社に関する情報

## 目的

1. 企業会計基準公開草案第14号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」(以下「会計基準」という。)が、平成18年6月6日に公表されている。本適用指針は、当該会計基準を適用する際の指針を定めるものである。

## 適用指針

### 範囲

2. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準における範囲と同様とする。

### 関連当事者の範囲

#### 主要株主の定義

3. 「主要株主」とは、保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいう(会計基準第5項(6))。

信託業を営む者が信託財産として株式を保有している場合、証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により株式を取得し保有している場合及び証券金融会社がその業務として株式を保有している場合については、その保有態様から、これらの者は主要株主には該当しない。

#### 役員 の定義

4. 「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう(会計基準第5項(7))。「これらに準ずる者」には、例えば、相談役、顧問、執行役員その他これらに類する者であって、その会社内における地位や職務等からみて取締役と同様に実質的に会社の経営に強い影響を及ぼしていると認められる者をいい、創業者等で役員を辞めた者についても、役員 の定義に該当するかどうかを実質的に判定する。

### 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

#### 開示対象外の取引

5. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払いは、開示対象外とする(会計基準第9項(2))。また、関連当事者が、従業員としての立場で行っていることが明らかな取引(従業員兼務役員が会社の福利厚生制度による融資を受ける場合など)も、開示対象外とする。

#### 関連当事者との取引の開示対象期間

6. 事業年度の途中において関連当事者に該当することとなった場合、又は関連当事者に

該当しなくなった場合には、関連当事者であった期間中の取引が開示対象となる。期末に子会社を取得（みなし取得を含む。）し、貸借対照表のみ連結している場合で、取得前の期間において関連当事者に該当する場合には、当該会社との取引は連結財務諸表上相殺消去されていないため、連結上も関連当事者との取引の開示対象となる。

## 関連当事者との取引に関する開示

### 関連当事者の概要

7. 関連当事者の概要（会計基準第10項(1)）には、名称又は氏名のほか、以下の内容を記載する。

- (1) 関連当事者が法人（会社に準ずる事業体などを含む。以下同じ。）の場合には、所在地、資本金（出資金）、事業の内容、当該関連当事者の議決権に対する会社の所有割合、又は、財務諸表作成会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
- (2) 関連当事者が個人の場合には、職業、財務諸表作成会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

### 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

8. 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権及び破産更生債権等に該当する場合、以下の項目を開示する。

- (1) 債権の期末残高に対する貸倒引当金残高
  - (2) 当期の貸倒引当金繰入額
  - (3) 当期の貸倒損失額
- (3)については、一般債権に区分されている場合において貸倒損失が生じた場合も含む。開示にあたっては、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる（会計基準第10項(8)）。

また、関連当事者に対する債務保証損失引当金の残高や繰入額なども開示対象となり、上記の貸倒懸念債権及び破産更生債権等の取扱いに準じて開示する。

なお、連結財務諸表においては、連結子会社に対する債権で相殺消去の対象とされているものに係る貸倒引当金及び貸倒損失等は、開示対象外とする。

### 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ

9. 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れについて開示する場合には、以下の内容を記載する（会計基準第10項(4)及び(6)）。

- (1) 資金貸借取引  
資金の貸付取引又は借入取引がある場合、事業年度中の貸付金額又は借入金額を取引金額として記載するとともに、当該取引に関する期末残高を記載する。
- (2) 債務保証等

保証債務等（被保証債務等）の期末残高を取引金額として記載する。また、保証等をしているのか、保証等を受けているのかの別がわかるよう、その内容を注記において具体的に記載する。

(3) 担保提供又は受入れ

担保資産に対応する債務の期末残高を取引金額として記載する。また、担保を提供しているのか、担保を受け入れているのかの別がわかるよう、その内容を注記において具体的に記載する。

## 関連当事者の存在に関する開示

### 関連当事者の存在

10. 親会社情報（会計基準第 11 項(1)）として、親会社の名称及び公開又は非公開の別を開示する。

11. 重要な関連会社の要約財務情報（会計基準第 11 項(2)）は、持分法投資損益（共同支配企業の場合は持分法に準ずる処理を適用した場合の投資損益。以下同じ。）の算定に用いた財務情報をもとに、主な貸借対照表項目及び損益計算書項目を開示する。例えば以下の内容を記載する。

(1) 貸借対照表項目：流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計

(2) 損益計算書項目：売上高、税引前当期純損益、当期純損益

なお、要約財務情報を合算して記載する場合には、持分法投資損益の算定対象としたすべての関連会社の財務情報を合算したものを記載することもできる。その場合には、その旨及び重要な関連会社の名称を明記する。

## 重要性の判断規準

### 関連当事者との取引の開示における重要性の判断規準について

12. 会社と関連当事者との取引は、重要な取引を開示対象とする（会計基準第 6 項）。この場合の重要性の判断は第 13 項から第 18 項及び第 20 項に基づいて行う。

### 関連当事者の重要性の判断に係るグループ

13. 法人又は個人の別、支配又は被支配の別、影響力の度合などに基づき、以下に示す 4 つのグループに区分する。開示に際しては、各グループに適用される重要性の判断規準（第 15 項及び第 16 項参照）に従って開示の要否を判定し、開示を要する事項について当該各グループ順に並べて開示するものとする。

(1) 親会社及び法人主要株主等（財務諸表作成会社の上位に位置する法人のグループ）  
親会社（会計基準第 5 項(3)）

財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以

- 下「その他の関係会社」という。)及び当該その他の関係会社の親会社(会計基準第5項(3))
- 財務諸表作成会社の主要株主(法人)(会計基準第5項(3))
- (2) 関連会社等(財務諸表作成会社の下位に位置する法人のグループ)
- 子会社(会計基準第5項(3))
- 関連会社及び当該関連会社の子会社(会計基準第5項(3))
- 従業員のための企業年金(会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。)(会計基準第5項(3))
- (3) 兄弟会社等(財務諸表作成会社の上位に位置する法人の子会社のグループ)
- 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社(会計基準第5項(3))
- その他の関係会社の子会社(会計基準第5項(3))
- 財務諸表作成会社の法人主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社(会計基準第5項(3))
- (4) 役員及び個人主要株主等(財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ)
- 財務諸表作成会社の主要株主(個人)及びその近親者(会計基準第5項(3))
- 財務諸表作成会社の役員及びその近親者(会計基準第5項(3))
- 親会社の役員及びその近親者(会計基準第5項(3))
- 重要な子会社の役員及びその近親者(会計基準第5項(3))
- から に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社(会計基準第5項(3))
14. 関連当事者との取引について、第13項のグループごとに法人(第13項(1)から(3))又は個人(第13項(4))のいずれかに区分して、第15項から第18項に基づいて重要性の判断を行う。この判断に際しては、原則として各関連当事者との取引(類似・反復取引についてはその合計)ごとに行う。例えば、1つの取引について売上高は重要であるが、売掛金残高には重要性がない場合においても、売上高及び売掛金残高の両者の開示が必要となることに留意する。

#### 関連当事者が法人の場合

15. 関連当事者が法人(第13項(1)から(3)参照)である場合、関連当事者との以下の取引を開示対象とする。
- なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合、連結損益計算書項目、連結貸借対照表項目、税金等調整前当期純損益は、それぞれ、損益計算書項目、貸借対照表項目、税引前当期純損益と、適宜読み替えるものとする。
- (1) 連結損益計算書項目に属する科目に係る関連当事者との取引
- 売上高、売上原価、販売費及び一般管理費
- 売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の10%を超える取引

#### 営業外収益、営業外費用

営業外収益又は営業外費用の合計額の 10%を超える損益に係る取引（その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。）

#### 特別利益、特別損失

1,000 万円を超える損益に係る取引（その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。）

ただし、及び の各項目に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、その取引総額が、税金等調整前当期純損益又は最近 5 年間の平均の税金等調整前当期純損益（当該期間中に税金等調整前当期純利益と税金等調整前当期純損失がある場合には、原則として税金等調整前当期純利益が発生した年度の平均とする。）の 10%以下となる場合には、開示を要しないものとする。

#### (2) 連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ

その金額が総資産の 1%を超える取引

資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が 1%以下であっても、取引の発生総額（資金貸付額等）が総資産の 1%を超える取引（ただし、取引が頻繁に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には、期中の平均残高が総資産の 1%を超える取引を開示することもできる。）

事業の譲受又は譲渡の場合には、譲受又は譲渡の対象となる資産や負債が個々に取引されるのではなく、一体として取引されると考えられることから、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の 1%を超える取引

#### 関連当事者が個人の場合

16. 関連当事者が個人（第 13 項(4)参照）である場合、関連当事者との取引が、連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象とする。

ただし、会社の役員（親会社及び重要な子会社の役員を含む。）及びその近親者が、他の法人の代表者を兼務しており（当該役員等が当該法人若しくは当該法人の親会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合を除く。）、当該役員等がその法人の代表者として会社と取引を行うような場合には、法人間における商取引に該当すると考えられるため、関連当事者が個人の場合の取引としては扱わず、法人の場合の取引に属するものとして扱う。

## 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ

17. 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れに関する重要性の判断については、以下のように行う。

(1) 資金貸借取引

資金貸借取引の期末残高が重要性に乏しい場合であっても、その取引に係る利息に関して第 15 項(1) に基づく重要性の判断を行うとともに、その取引の発生総額に関して第 15 項(2) に基づく重要性の判断を行う。

(2) 債務保証等

債務保証等の重要性の判断は、期末における保証債務等(被保証債務等)の金額で行う。

(3) 担保提供又は受入れ

担保資産の重要性の判断は、期末における対応する債務の残高をもって行う。

## 外注先等への有償支給取引の取扱い

18. 外注先等への有償支給取引については、所定の加工後、支給品のすべて又は一部が買戻しされる場合等、種々の取引形態が考えられるが、関連当事者との取引の開示のための重要性の判断においては、当該有償支給取引に係る一連の取引が連結損益計算書上相殺消去されている場合には、その消去された後のそれぞれの取引金額について行う。

## 重要な関連会社

19. 要約財務情報の開示(第 11 項参照)を必要とする関連会社の重要性は、以下のいずれかの場合に該当するかにより判断する。なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合、税金等調整前当期純損益は、税引前当期純損益と読み替えるものとする。

(1) 各関連会社の総資産(持分相当額)が、会社の総資産の 10%を超える場合

(2) 各関連会社の税引前当期純損益(持分相当額)が、会社の税金等調整前当期純損益の 10%を超える場合

ただし、(2)については上記の基準を満たす場合であっても、会社の最近 5 年間の平均の税金等調整前当期純損益(当該期間中に税金等調整前当期純利益と税金等調整前当期純損失がある場合には、原則として税金等調整前当期純利益が発生した年度の平均とする。)の 10%を超えない場合には、開示を要しない。

## 開示の継続性

20. 関連当事者の開示における重要性の判断規準の適用にあたり、これまで開示対象となっていた取引について、ある事業年度に数値基準を下回っても、それが一時的であると判断されるような場合には、ただちに開示対象から除外するなどの画一的な取扱いをせず、開示の継続性が保たれるよう留意する必要がある。



## **適用時期**

21. 本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。

## 結論の背景

### 関連当事者の範囲

#### 退任した役員を取扱い

22. 創業者等の中には、役員を辞めた後でも、実質的に会社に強い影響力を持つ場合も考えられるため、役員を退任した者も取締役、監査役、執行役等に準ずる者として関連当事者の範囲に含まれる場合があるとしている(第4項参照)。役員を退任した者のうち、どこまでを関連当事者の範囲に含めるべきかということについては、役員退任後の一定期間は一律に関連当事者の範囲に含めるべきであるという意見と、退任した役員が会社に及ぼす影響力は退任者によって異なるため、形式的に対象期間を一律に定めるのは適切ではないという意見があった。検討の結果、関連当事者の開示の目的に照らし、一律に期間を設けるのではなく、会社に対して役員と同等の影響力を及ぼしているか否かを個々のケースごとに実質的に判定することとした。なお、退任後間もない役員については、その判定に際し、特に慎重な対応が求められるものと考えられる。

### 開示すべき範囲

#### 開示対象外の取引

23. 我が国において役員報酬は、コーポレート・ガバナンスに関する非財務情報として開示が規定されている。このため、関連当事者の開示の対象外とすることとした(第5項参照)。

なお、役員報酬は、会社法第361条等にいう報酬等(役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益)を指すこととしている。会社法上、以下について定款に定めがない場合、株主総会の決議(委員会設置会社における執行役、取締役及び会計参与については、報酬委員会の決議)により定めるとされている(会計参与については会社法第379条、監査役については会社法第387条、委員会設置会社における執行役、取締役及び会計参与については会社法第404条第3項及び第409条)。

- (1) 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- (2) 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- (3) 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

したがって、金銭以外の経済的利益の供与であっても、上記に含まれるものは、関連当事者の開示ではなく、別途、役員報酬として開示されるものと考えられる。その一方、上記に含まれないものは、役員報酬として開示されないため、関連当事者の開示の対象に含まれることになると考えられる。

## 関連当事者との取引に関する開示

### 開示項目の簡素化

24. 現行の取扱い（財務諸表等規則及び連結財務諸表規則）で求められている開示項目のうち、情報価値が比較的乏しいものについては、その開示を簡素化すべきではないかとの意見があった。具体的には、関連当事者の概要に関する、関連当事者の資本金や職業などの情報が挙げられた。また、関連当事者の開示の目的を踏まえつつ、作成上の負担も考慮し、開示項目は必要最低限にすべきであるという意見があった。さらに、欧米と比較して、我が国の規定は形式を過度に重視しているため、形式にとらわれず、柔軟な対応を可能にすべきであるという意見もあった。
25. 一方、企業情報を検索する際に利便性があることなどから、簡素化せずに現行の取扱いに基づく実務を踏襲すべきであるという意見があった。また、関連当事者の概要に関する基本的な開示項目の減少は開示の後退につながるという意見もあった。
- 検討の結果、本適用指針においては、現行の取扱いと同様の内容を開示項目として規定することにした（第7項参照）。

## 関連当事者の存在に関する開示

### 関連当事者の存在

26. 重要な関連会社の要約財務情報については、主な貸借対照表項目及び損益計算書項目を開示することとしている（第11項参照）。具体的な項目については、国際的な会計基準の内容やその実務慣行なども参考に、例示することにした。
- また、開示される要約財務情報の中に、我が国の会計基準以外の会計基準で作成された財務情報が含まれる場合、採用されている会計基準の開示が有用であり、その旨を開示すべきであるという意見もあった。しかしながら、持分法の適用に関しても投資先で採用されている会計基準の開示は求められておらず、また、複数の会社の財務情報を合算して記載する場合、個別企業で採用されている会計基準を開示する意味合いは乏しくなることから、開示を求めないこととした。

## 重要性の判断規準

### 重要性の判断規準の必要性

27. 重要性の判断規準については、現在、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第62号」という。）に定められている。このような具体的な重要性の判断規準については、会社の規模や取引の内容などにより異なる場合もあるため、一律に形式的な規準を設けることは適当ではないとする意見があった。また、国際的な会計基準においては数値基準を設けておらず、重要性の判断は量的、質的要素の両方の視点で行う必要があるため、会計基準及び適用指針において具体的な数値基準を設ける必要はないという意見

もあった。

しかし、開示の公平性の観点からは数値基準があった方が望ましく、実務上も数値基準があった方がよいという意見があった。また、米国では、会計基準上は数値基準はないが、「重要なもの」を開示するとしており、非財務情報に関する規定であるレギュレーション S-K では、役員等との取引等について具体的な数値基準を設けている。

検討の結果、本適用指針においては、現行の取扱いを踏まえつつ、米国の最近の状況も考慮に入れて、関連当事者の開示に関する重要性の判断基準の指針を示すことにした。

### 関連当事者が法人の場合

28. 現行の取扱い（監査委員会報告第 62 号 1 (1)）のように、営業外損益の場合はその総額の 10%、特別損益の場合は 100 万円と、税金等調整前当期純損益の 10%以上のいずれか大きい金額を超える取引を開示対象とすることは、煩雑であるという意見があった。また、国際的な会計基準においては営業外損益や特別損益の概念が我が国の会計基準とは異なると考えられるので、我が国の会計基準のみが営業外損益や特別損益の詳細な規準を設ける必要はないという意見があった。その一方、現行の取扱いを踏襲すべきとする意見もあった。

検討の結果、個人の場合とのバランスなどを考慮して、特別損益については、1,000 万円あるいは税金等調整前当期純損益の 10%のいずれか大きい金額を超える取引について開示するものとする事とした（第 15 項(1)参照）。

29. また、資金貸借取引等において、取引が頻繁に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合があるとの指摘を踏まえ、その場合には取引の発生総額での重要性の判断及び開示を行わず、期中の平均残高が総資産の 1%を超える取引か否かでその取引の重要性を判断し、開示を行うことができることとした（第 15 項(2) 参照）。

### 関連当事者が個人の場合

30. 会社と役員等との取引は、牽制の観点から現行の取扱いが妥当であるという意見があった。また、個人との取引は、当該個人が法人を代表して行う取引を除き、数値基準によらず、そのすべてを開示する必要があるとの意見もあった。

31. その一方、現行の取扱いにおいては、役員等との 100 万円を超える取引を開示している（監査委員会報告第 62 号 2）が、数値基準を緩めてもよいのではないかとの意見があった。また、米国においては、財務諸表外の扱いではあるがレギュレーション S-K において、役員等との取引について、6 万ドル超の取引を開示することとしており、さらに現在、これを 12 万ドル超とする公開草案が公表されている状況にある。

検討の結果、個人との取引については、1,000 万円を超える取引を開示することとした（第 16 項参照）。

32. また、現行の取扱いでは、財務諸表作成会社の役員が、関連当事者に該当する関係会

社等（親会社及び法人主要株主等、子会社等、兄弟会社等）の代表者を兼務しており、その代表者として会社と取引を行うような場合には、関係会社間における通常の商取引に該当すると考えられるため、役員及び個人主要株主等のグループに属する関連当事者との取引としては扱わず、法人との取引に属するものとして扱うこととしている（監査委員会報告第 62 号 2）。財務諸表作成会社の役員が関係会社等以外の会社の代表を兼務し、その代表者として会社と取引を行う場合においても、会社間の通常の取引という観点からは、関係会社等の代表として取引する場合と同様と考えられることから、本適用指針では、この場合も関連当事者が法人の場合の取引の判断規準により、重要性を判断することとした（第 16 項参照）。

ただし、会社の役員（親会社及び重要な子会社の役員を含む。）及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社と取引を行う場合においては、従来どおり、関連当事者が個人の場合の取引の判断規準により重要性を判断することとしている（第 13 項(4)参照）。

### **重要な関連会社**

33. 関連会社の要約財務情報の開示に関する重要性の判断規準については、国際的な会計基準では数値基準は設けられていないが、実務上の円滑な実施を図る観点から、米国のレギュレーション S-X における、関連会社等の要約財務情報の開示に係る重要性の判断規準のような数値基準が必要ではないかという意見があった。

また、関連会社のうち、共同支配企業に関してはその性格を踏まえ、当該企業の資産及び負債等をより幅広く開示するために、例えば持分比率が 50%を大幅に超える場合の重要性の判断規準については、第 19 項の数値基準より厳しく設定すべきではないかという意見もあった。

検討の結果、米国の状況も参考の上、開示対象とする関連会社については、(1)関連会社の総資産、(2)関連会社の税引前当期純損益での数値基準を設けることとした（第 19 項参照）。

## 記載例

以下の記載例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注7)	科目	期末 残高
親会社	A社	都 区	×××	製造	被所有 直接 51%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)  資金の 借入 (注2) 利息の 支払 (注2)	×××  ××× ×××	受取手 形及び 売掛金  長期 借入金  その他 の流動 資産	×××  ××× ×××
その他の関係会社(当該その他の関係会社の親会社を含む)	B社	都 区	×××	製造・販売	被所有 直接 20% 間接 2%	B社製品の購入及び 設備の賃貸	原材料の 購入 (注3)  建物の賃 貸 (注4) 当社の銀行借入金 に対する 土地の 担保提供 (注5)	×××  ××× ×××	支払手 形及び 買掛金  預り 保証金  -	×××  ××× -
主要株主 (会社等)	C社	都 区	×××	製造	被所有 直接 10% 間接 1%	技術援助契約の締 結	技術料の 支払 (注6)	×××	未払 費用	×××

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っている。
- (注2) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、1年据置き、半年賦返済としている。なお、担保は提供していない。
- (注3) 原材料の購入については、B社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。
- (注4) 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃貸料金額を決定している。
- (注5) 当社の銀行借入金に対する土地の担保提供については、B社からの原材料購入のための資金借入れに対するものである。
- (注6) 技術料の支払については、C社より提示された料率を基礎として毎期交渉の上決定している。
- (注7) 取引金額には消費税等を含んでいない。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注9)	科目	期末 残高
関連会社 (当該関連 会社の子会 社を含む)	D社	県市	×××	情報処 理サー ビス業	所有 直接25%	役務の受入れ 役員の兼任	コンピュ ータ・プロ グラムの外注 (注1)  増資の引受 (注2)	×××  ×××	支払手形及 び買掛金  -	×××  -
	E社 (注3)	県市	×××	業	所有 直接60%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注4) 利息の受取 (注4)	××× ×××	長期貸付金 その他流動 資産	××× ×××
	F社	県市	×××	業	なし	なし	債権放棄 (注5)	×××	-	-
	G社	県市	×××	業	所有 直接25%	××の販売 役員の兼任	××の売上 (注6)	×××	更生債権等 (注8)	×××
	H社	県市	×××	業	所有 直接30%	資金の援助	資金の貸付 (注7)	×××	再生債権等 (注8)	×××

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) コンピュータ・プログラムの外注については、D社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定している。
- (注2) 当社がD社の行った第三者割当増資を1株につき××円で引き受けたものである。
- (注3) 共同支配企業である。
- (注4) E社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、半年賦返済としている。なお、担保は受け入れていない。
- (注5) 債権放棄については、経営不振のF社の清算終了により行ったものである。
- (注6) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定している。
- (注7) 資金の貸付については、年 月より無利息としている。
- (注8) 関連会社への債権に対し、合計×××百万円の貸倒引当金を計上している。なお、当連結会計年度において貸倒引当金×××百万円を繰り入れた。
- (注9) 取引金額には消費税等を含んでいない。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (注6)	科目	期末 残高
親会社の子会社	I社 (A社の 子会社)	県市	×××	卸売業	なし	当社の製品の販売	製品の販売 (注1) 事業譲渡(注2) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価 事業譲渡益	×××	受取手形 売掛金	×××
その他の関係会社の子会社	J社 (B社の 子会社)	県市	×××	製造業	被所有 直接2%	なし	旧工場跡地の譲渡(注3) 売却代金 売却損 有価証券の売却 (注4) 売却代金 売却益	×××	長期未収入金	×××
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	K社 (C社の 子会社)	県市	×××	リース業	被所有 直接1%	設備のリース	支払リース料 (注5) 未経過リース料 残高相当額 (注5) 支払利息相当額	×××	前払費用	×××

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。
- (注2) 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて 部門の事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定している。
- (注3) 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しており、支払条件は引渡時50%、残金は5年均等年賦払、金利は年××%である。
- (注4) 有価証券の売却価格は、取引直近日の 証券取引所の終値により決定しており、支払条件は一括現金払いである。
- (注5) リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定している。
- (注6) 取引金額には消費税等を含んでいない。



(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注13)	科目	期末残高
主要株主(個人)及びその近親者	a			L社代表取締役	被所有 直接10%	前当社取締役 L社は当社の販売代理店	L社への製品の販売(注1)	×××	更生債権等(注12)	×××
	b				なし	aの配偶者	支店用地 予定の土地の購入(注2)	×××	未払金	×××
	c				なし	aの父 土地の賃借	駐車場用地の賃借(注3)	×××	未払費用	×××
役員及びその近親者	d			当社相談役	被所有 直接1%	土地の賃借	福利厚生施設 用地の賃借(注4)	×××	前払費用	×××
	e			当社取締役	被所有 直接0.5%	債務保証	債務保証(注5) 保証料の受入れ(注5)	×××	×××	
	f			当社取締役	被所有 直接0.5%	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務被保証(注6)	×××		
	g			当社取締役 M社代表取締役専務	被所有 直接1%	M社は商品仕入先	M社からの商品仕入れ(注7)	×××	支払手形及び買掛金	×××
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	N社(注8)	県市	×××	不動産業	なし	倉庫の賃借	賃借料の支払(注9)	×××	前払費用	×××
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	P社(注10)	県市	×××	建設業	なし	なし	工場の建物の建設(注11)	×××	未払金	×××

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定している。

(注2) 近隣の取引実勢等に基づいて決定している。

(注3) 近隣の地代を参考にした価格によっている。

(注4) 近隣の地代を参考にした価格によっている。

(注5) eの銀行借入(×××百万円、期限××年)につき、債務保証を行ったものであり、年率××%の保証料を受領している。

(注6) 当社は、銀行借入に対して取締役fより債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。

- (注 7) gが第三者(M社)の代表者として行った取引であり、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っている。
- (注 8) 当社の主要株主 aが議決権の 100%を直接所有している。
- (注 9) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上賃借料金額を決定している。
- (注 10) 当社役員 dが議決権の 51%を直接保有している。
- (注 11) 数社からの見積りを勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等である。
- (注 12) 主要株主への債権については、×××百万円の貸倒引当金を計上している。なお、当連結会計年度において貸倒引当金×××百万円を繰り入れた。
- (注 13) 取引金額には消費税等を含んでいない。

## 2. 親会社及び重要な関連会社に関する情報

### (1) 親会社情報

A社 (証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

(前提) 重要な関連会社として、D社とE社が該当する場合

<重要な関連会社を個別に記載する場合>

当連結会計年度において、重要な関連会社はD社及びE社であり、その要約財務情報は以下のとおりである。

	D社 (単位：百万円)	E社 (単位：百万円)
流動資産合計	××,×××	××,×××
固定資産合計	××,×××	××,×××
流動負債合計	××,×××	××,×××
固定負債合計	××,×××	××,×××
純資産合計	×,×××	×,×××
売上高	××,×××	××,×××
税引前当期純利益	××,×××	××,×××
当期純利益	×,×××	×,×××

<重要な関連会社を合算して記載する場合>

当連結会計年度において、重要な関連会社はD社及びE社であり、両社の財務諸表を合算して作成した要約財務情報は以下のとおりである。

	(単位：百万円)
流動資産合計	××,×××
固定資産合計	××,×××
流動負債合計	××,×××
固定負債合計	××,×××

純資産合計	x,xxx
売上高	xx,xxx
税引前当期純利益	xx,xxx
当期純利益	x,xxx

<重要な関連会社を含むすべての持分法適用関連会社を合算して記載する場合>

当連結会計年度において、重要な関連会社であるD社及びE社を含む、すべての持分法適用関連会社（xx社）の要約財務情報は以下のとおりである。

（単位：百万円）

流動資産合計	xx,xxx
固定資産合計	xx,xxx
流動負債合計	xx,xxx
固定負債合計	xx,xxx
純資産合計	x,xxx
売上高	xx,xxx
税引前当期純利益	xx,xxx
当期純利益	x,xxx

以上